

平成31年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(2月20日追加提出分)

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第25号	行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	宇治市組織条例	1
		宇治市農業振興協議会条例	3

宇治市組織条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を置く。</p> <p>市長公室</p> <p>政策経営部</p> <p>総務部</p> <p><u>市民環境部</u></p> <p>福祉こども部</p> <p>健康長寿部</p> <p>建設部</p> <p>都市整備部</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="257 1074 1095 1311"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室～ 総務部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市民環境部</td> <td>(1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴に関すること。</u> (2) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	分掌事務	市長公室～ 総務部	略	市民環境部	(1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴に関すること。</u> (2) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u>	<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を置く。</p> <p>市長公室</p> <p>政策経営部</p> <p>総務部</p> <p><u>産業地域振興部</u></p> <p><u>人権環境部</u></p> <p>福祉こども部</p> <p>健康長寿部</p> <p>建設部</p> <p>都市整備部</p> <p>2 略</p> <p>第2条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 1074 1989 1311"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室～ 総務部</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>産業地域振 興部</td> <td>(1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴に関すること。</u> (2) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	分掌事務	市長公室～ 総務部	略	産業地域振 興部	(1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴に関すること。</u> (2) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u>
組織名	分掌事務												
市長公室～ 総務部	略												
市民環境部	(1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴に関すること。</u> (2) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u>												
組織名	分掌事務												
市長公室～ 総務部	略												
産業地域振 興部	(1) <u>文化及び自治の振興並びに広聴に関すること。</u> (2) <u>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関すること。</u>												

宇治市組織条例新旧対照表

現行		改正案	
	(3) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に関すること。		(3) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に関すること。
	(4) 労働者対策及び消費者保護に関すること。		(4) 労働者対策及び消費者保護に関すること。
	(5) 人権及び男女共同参画に関すること。	人権環境部	(1) 人権及び男女共同参画に関すること。
	(6) 環境保全、廃棄物の処理及び清掃に関すること。		(2) 環境保全、廃棄物の処理及び清掃に関すること。
福祉こども部～都市整備部	略	福祉こども部～都市整備部	略

宇治市農業振興協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>市民環境部農林茶業課</u>において処理する。</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>農業振興担当課</u>において処理する。</p> <p>第10条 略</p>